

富田林市規則第43号

富田林市地域生活支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援事業の種類)

第2条 本市が行う地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 日中一時支援事業
- (12) 訪問入浴サービス事業
- (13) 社会参加促進事業

2 市長は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を適当と認める団体等に委託することができる。

(地域生活支援事業の実施)

第3条 地域生活支援事業の実施は、利用に伴う費用の全部又は一部を給付により行う。

(地域生活支援事業の利用手続等)

第4条 第2条第1項第6号から第7号及び第9号から第12号までに掲げる事業を利用しようとする者は、福祉事務所に利用の申請をしなければならない。この場合において、その利用に係る事業が、同項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げるものであるときは、障害者等の属する世帯の課税状況を証する書面を提出しなければ

ならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかにその利用の可否を決定し、その旨を当該申請者等に通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、支給の決定に条件を付することができる。

(給付の基準)

第5条 第2条第1項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げる事業に関し、第3条に規定する費用の給付を行う場合の給付の基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	市が給付する額
日常生活用具給付等事業	<p>市長が別に定める基準額の9割（実際の価格が基準額以下の場合は、その9割）、ただし、1月あたりの給付額は、基準額（実際の価格が基準額以下の場合は、その価格）から次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 24,000円</p>
移動支援事業	<p>次により算定した額の9割、派遣時間に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、1月あたりの給付額は、派遣時間に2,000円を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p> <p>1回あたりの派遣時間が30分に満たない場合で、15分以上であるときは、これを30分に切り上げ、また、45分以上であるときは、これを1時間に切り上げることができる。</p>
日中一時支援事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 900円</p>
訪問入浴サービス事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p>

富田林市要綱第89号

富田林市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市地域生活支援事業実施規則（平成18年富田林市規則第43号。以下「規則」という。）第2条第11号に掲げる日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、富田林市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者のうち、次に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を所持する者
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条の規定に基づく療育手帳を所持する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等の障がいをもつる者で、富田林市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該事業の対象者としなない。

- (1) 入院加療を要する者
- (2) 感染症（経口感染及び空気感染のおそれのないものを除く。）にかかっている者
- (3) その他福祉事務所長が適当でないと認める者

(事業内容)

第3条 事業内容は、日中において対象者に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行うこととし、その他福祉事務所長が必要と認める事業とする。

(実施方法)

第4条 この事業は、規則第3条の規定により、サービス利用料の全部又は一部を給付する方法により実施する。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、富田林市地域生活支援事業支給（変更）申請書（様式第1号）に申請者の属する世帯の

前年分（1月から6月までの申請にあつては、前々年分）の課税状況を証する書面を添付し、福祉事務所に提出しなければならない。ただし、当該申請者の世帯に係る課税台帳を福祉事務所に閲覧することについて、当該申請者の同意がある場合は、この限りでない。

（決定）

第6条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、調査書（様式第2号）により当該申請に係る対象者の障がいの種類及び程度、その介護を行う者の状況、申請者及びその保護者のこの事業の利用に関する意向を勘案のうえ、利用の可否及び利用日数を決定し、その旨を富田林市地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により決定を行う場合は、規則別表の日中一時支援事業に規定する利用者負担上限月額（区分により算定した額）を併せて決定し、通知するものとする。

（受給者証の交付）

第7条 福祉事務所長は、前条の規定により事業の利用を決定した者（以下「利用対象者」という。）に対し、富田林市地域生活支援受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。この場合において、前条第2項の規定に基づき決定した利用者負担上限月額を超える見込みのある者については、日中一時支援事業支給管理表（様式第5号）を併せて交付するものとする。

2 対象者が日中一時支援を受けようとするときは、受給者証を第14条の規定する事業者に提示し、利用契約を結ばなければならない。

（決定内容の変更）

第8条 利用対象者は、第6条の規定により決定を受けた内容の変更の申請をすることができる。

2 前3条の規定は、前項の規定による決定内容の変更の手続について準用する。この場合において、第5条中「課税状況を証する書類を」とあるのは、「課税状況を証する書類及び地域生活支援受給者証を」と第6条第1項中「利用の可否」とあるのは、「変更の可否」と第7条第1項中「利用を決定した者」とあるのは「変更を決定した者」と読み替えるものとする。

（受給者証の再交付の申請）

第9条 利用対象者が、受給者証を紛失、破損又は汚損したときは、富田林市地域生活支援受給者証再交付申請書（様式第6号）により、福祉事務所長に申請するものとする。

（決定の有効期間及び負担上限月額の見直し）

第10条 第6条第1項の決定の有効期間は、当該決定の日から、2年目の誕生

日月の月末までとする。

- 2 利用対象者は、前項の決定の有効期間の満了する日の属する月の前月から当該決定の更新の申請をすることができる。
- 3 第5条から第7条までの規定は、前項の規定による更新の手続について準用する。この場合において、第5条中「課税状況を証する書類を」とあるのは「課税状況を証する書類及び地域生活支援受給者証を」と、第6条第1項中「利用の可否」とあるのは「更新の可否」と第7条第1項中「利用を決定した者」を「更新を決定した者」と読み替えるものとする。
- 4 利用対象者が第5条に規定する課税状況を証する書面を提出しないとき、若しくは提出しえない状態にあるとき、又は利用対象者が提出した課税状況申告書に誤り若しくは不備がある場合は、福祉事務所長は、前項の規定にかかわらず自らの調査に基づき利用者負担上限月額を決定することができる。
- 5 福祉事務所長は、特別な理由があると認めるときは、第2項に規定する利用者負担上限月額を変更することができる。

(決定の取消し)

第11条 福祉事務所長が、利用対象者からの申出又は職権により決定の取消しを行ったときは、決定の取消しを受けた者は、速やかに当該受給者証を福祉事務所長に返還しなければならない。

(利用料)

第12条 利用対象者は、この事業の利用に要する経費の1割の額を福祉事務所長から当該事業の協定を結んだ事業者（以下「事業者」という。）に支払うものとする。ただし、規則別表の日中一時支援事業により算定した額を超えることができないものとする。

(費用の支払等)

第13条 この事業に要する費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号）の短期入所サービス費の単位数に次の各号により算定した利用時間区分率及び地域区分率並びに10を乗じて得た金額とする。

(1) 利用時間区分率は、次のとおりとする。

- ア 4時間未満 0.25
- イ 4時間以上8時間未満 0.50
- ウ 8時間以上 0.75

(2) 地域区分率（事業所の所在地の地域区分による。）は、次のとおりとする。

ア 特別区	1. 108
イ 特甲地1	1. 090
ウ 特甲地2	1. 072
エ 特甲地3	1. 060
オ 甲地	1. 036
カ 乙地	1. 018
キ 丙地	1. 000

2 事業者は、当該事業に要した費用について、サービスを提供した月の翌月の10日までに地域生活支援事業請求書（様式第7号）に地域生活支援事業明細書（様式第8号）、日中一時支援事業サービス提供実績記録票（様式第9号）を添付して市長に一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、請求金額が適当と認めたときは、請求のあった月の翌月の末日までに当該事業者を支払うものとする。

（遵守事項）

第14条 事業者は、利用対象者に対して適切なサービスを提供できるように、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上に知り得た利用対象者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年要綱第16号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第56号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年要綱第27号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第34号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。